

## 浜田地区広域行政組合個人情報保護審議会規則

平成17年9月30日

規則第14号

改正 平成19年3月30日 規則第5号 平成27年3月23日 規則第3号

（趣旨）

第1条 この規則は、浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例（平成17年浜田地区広域行政組合条例第7号。以下「準用条例」という。）において準用する浜田市個人情報保護条例（平成17年浜田市条例第21号。以下「市条例」という。）第55条の規定に基づき、浜田地区広域行政組合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第3条第1項

の規定にかかわらず、管理者が招集するものとする。

- 3 この規則の施行の日以後、市条例第55条第2項に規定する委員が決まるまでの間の審議会については、準用条例により廃止する浜田地区広域行政組合電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（平成14年浜田地区広域行政組合条例第9号）第18条の規定により選出された委員の出席により開催するものとする。

附 則（平成19年3月30日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。